

第一百一回 参議院外務委員会會議錄第十号

昭和五十九年五月八日(火曜日)
午後一時四十分開会

委員の異動

四月二十六日

辞任

安武 洋子君

補欠選任

立木 洋君

四月二十七日

辞任

竹山 裕君

補欠選任

中西 一郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

後藤 正夫君

宮澤 弘君

松前 達郎君

坂山 映子君

大鷹 淑子君

嶋崎 均君

中山 太郎君

夏目 忠雄君

秦野 章君

原文兵衛君

久保田真苗君

八百板 正君

黒柳 明君

和田 教美君

立木 洋君

関 嘉彦君

秦 豊君

國務大臣

外務大臣

安倍晋太郎君

政府委員

外務大臣

外務大臣官房審議官 都甲 岳洋君
外務大臣官房外務参事官 齊藤 邦彦君
外務省アジア局長 橋本 恕君
外務省欧亜局長 西山 健彦君
外務省経済局長 恩田 宗君
外務省条約局長 小和田 恒君
外務省国際連合局長 山田 中正君
水産庁次長 尾島 雄一君
事務局側 山本 義彰君
常任委員会専門員 千々谷眞人君
説明員 科学技術庁原子力安全局原子力安全課防災環境対策室長 浜本 康也君
外務省条約局審議官

○委員長(後藤正夫君) 北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)
○民間航空機貿易に関する協定附屬書の改正の受諾について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)
○委員長(後藤正夫君) ただいまから外務委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
去る四月二十六日、安武洋子君が委員を辞任され、その補欠として立木洋君が選任されました。
また、四月二十七日、竹山裕君が委員を辞任され、その補欠として中西一郎君が選任されました。

○委員長(後藤正夫君) 北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。安倍外務大臣。
○國務大臣(安倍晋太郎君) ただいま議題となりました北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。
政府は、昭和五十九年四月二十一日にモスクワで署名された漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づき、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における本年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件を定める議定書を締結するため、本年四月二十日以來、モスクワにおいて、ソ連邦政府と交渉を行つてまいりました。その結果、五月七日にモスクワで、我が方高島駐ソ大使と先方カールメンツェフ漁業大臣との間でこの議定書の署名が行われた次第であります。
この議定書は、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における本年の日本国のサケ・マス等の漁獲について、漁獲量、禁漁区、漁期、議定書の規定に違反した場合の取り締まりの手續等を定めております。なお、本年の北西太平洋のソ連邦の距岸二百海里水域の外側の水域における年間総漁獲量は、四万トンとなっております。
この議定書の締結により、北洋漁業において重要な地位を占めるサケ・マス漁業の操業を本年においても継続し得ることとなりました。
よつて、ここに、この議定書の締結について御承認を求める次第であります。
何とぞ御審議の上、本件につき速やかに御承認あらんことを希望いたします。
○委員長(後藤正夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言を願います。
○松前達郎君 サケ・マス交渉について伺いをいたしたいと思ひます。
四月二十日に開会式というんですか、これが行われて、大分長い交渉だったと思ひますが、五月の七日に署名という形になったわけですか。その間いろいろ問題が多かつたんじゃないかと思ひますが、今回の日ソサケ・マス交渉の経過を御説明いただければと思ひます。
○政府委員(尾島雄一君) この日のソサケ・マスの漁業交渉は、実は例年よりも大幅に開始がおくれて四月二十日によつて開会されました。二十一日から日ソ双方がお互いの提案を行つたわけですが、日本側は四万五千トンの漁獲量、それから操業水域の転換等を提案したのに対して、ソ連側は、資源回復のおくれ及び昨年の漁期の大量違反問題を理由にいたしまして三万五千トンの漁獲量、それから日本監視船六隻にソ連の監督官を乗船させるというのを提案したために、双方の見解は著しく対立したわけでごさいます。そして、このような局面を打開するために、四月二十四日に水産庁長官が訪ソいたしました。交渉に当たつたわけでごさいます。ソ連側は資源問題と違反問題、この二つを盾に一步も譲らないということで主張したために、交渉はついに四月に妥結するに至らなくて五月に実は

ずれ込んだ次第となつたわけでございます。日本側としては、ソ連の提案から極力前年並みの操業条件に近づけるように実は粘り強く交渉をした結果、ソ連側もようやく歩み寄りを見せまして、去る五月五日、実質的妥結を得たということでございます。

○松前達郎君 その交渉の間、今のお話によりましてこれは昨年だったですかね、集団違反みたいなのがあったわけですね、そういった問題をソ連側が取り上げたということも今お話にありましたけれども、こういった問題も含めて、今の状況でいくと毎年交渉が行われることになるわけですが、今後の交渉に関する、来年以降の交渉のポイントとなるような点ですね、我々として日本側として気をつけておかなきゃいけない、あるいは留意すべき点があるとしたらどういふうなことをお感じになったのか、その点、ひとつお述べいただきたいと思ひます。

○政府委員(都甲岳洋君) お答え申し上げます。

来年以降の交渉につきましてはソ連側は、新たに経済水域に関する幹部会令が発効したことを理由に、枠組みについてもさらに交渉したいということをおっしゃっておりまして、来年以降のサケ・マス交渉が本年と同じになるかどうかということについては、現在のところまだ確定してはいないわけでございます。今年中にソ連側と交渉いたしましたので、新たな枠組みを向こうが提唱しておりますので、私どもとしては、従来から希望しておりますような長期的な取り決めが可能になるように、その際努力していくということにしていきたいと考えております。

○松前達郎君 その新たな枠組みというのは、これはソ連側がとにかく提案しようということだろうと思うんですが、これについて何か想像できますか。

○政府委員(都甲岳洋君) 現在、ソ連側の経済水域に関する幹部会令の大枠はできておりますけれども、それに基づく大臣会議決定はまだできていない状況でございますので、ソ連側の規制あるいは

はソ連側が考えております取り決めの内容の基礎になる詳細がまだわかっていないものでございまして、今回もソ連側は、枠組みは別の機会に交渉しようということをおっしゃったので内容については特に触れておりませんので、私どもとしては現在手がかりを有していない状況にございます。

○松前達郎君 そうすると、これは後でまたちょっと伺ひます科学者会議とかいふような問題が出てくるわけですが、今後の問題はそれとの関連も少しはあるんじゃないかという気もしますね。

それからもう一つは、さっきお話のありました長期的な取り決めですね。これは前から日本側の方で、毎年毎年同じようなことを繰り返していてもしょうがないので、三年とか五年とかというピリオドですね、協定を結んでいこうというかという、日本側としてはその意思があるのだと思うんですが、それを恐らく提案されていたと思うんですが、これについてソ連側の反応はありましたか。

○政府委員(都甲岳洋君) 本件につきましては、毎回漁業交渉のたびごとに、毎年毎年の交渉ということではなくて、枠組みだけでも、日ソのサケ・マスの議定書の枠組みを長期化したということと、私どもはソ連側と話をしていくわけでございます。今回についても同様でございますけれども、今回は交渉が遅く始まったということと同時に非常に厳しかった交渉でございます。それから今回の議定書そのものについても、経済水域についての幹部会令をどう取り扱うかという問題もございました。今回は実質的な話をソ連側とすることは至らなかったのが実情でございます。これは今後の枠組みの話をする際に長期的安定ということとを念頭に置いて交渉を進めていきたい、こう考えております。

○松前達郎君 それから、操業水域の転換問題ですね。それに関連して全体の資源量の問題、これが恐らくソ連側の主張の根拠になっているんだと思うんですね。これらについて科学者会議を何と

か開きたい、本年中に開催しようというふうな話し合いがあったように伺っているんですが、その点はいかがでしようか。

○政府委員(尾島雄一君) 今回の交渉で、実態論から見ましていろいろ問題があった点は大きく分けまして二点あったと思ひます。

第一点は、今お話のとおり両国における科学者間の資源問題の見解でございます。

まず、資源問題につきましては、ソ連側は資源の回復のおくれを理由にいたしまして我が国のサケ・マス漁業に対する規制を大幅にしようということとしていたわけですが、我々としては、漁業者がサケ・マスによつて生計を立てているという現実を踏まえながら回復させていくべきだという主張をいたしております。その見解が実は鋭く対立したわけでございます。

このように見解が非常に違つておるわけでございますので、ソ連側といたしましてこの問題について自分たちの主張をかなり押し通すということがあったわけですが、特にソ連の最近の見解といたしましては、まず日ソ両方から見解の一致した点といたしましては、近年のサケ・マス類全体の資源量というものは、五十七年の、一昨年もしくは近年の資源水準から若干ずつ上回っているというように、両国科学者ともこのことについては意見の一致を見ているわけでございますが、ただ、個々の魚種につきましては、それぞれ日ソ双方の見解が異なっております。我が国と我が国の科学者は、ベニザケとかシロとかマスとか、こういう魚種全体について、主要な魚種が、資源が増加傾向にあるというぐあいに判断しておるわけですが、ソ連の科学者は、マス類の資源については増加をいたしておる、しかしその他の魚種については非常に低い水準であるという見解をとつておりまして、全体の資源水準としてはいいけれども、その魚種ごとに違つていくという見解の相違があったわけでございます。

こういう相違に加えまして、先ほど申しましたような早急に資源を回復していかなくやならぬというソ連側の主張と、日本側の、現在の漁業実態を踏まえながら資源の回復というものを進めていくべきだということに相違がございまして、なかなか意見の一致を見なかつたわけでございます。

それから、操業水域の転換問題でございますが、これも実はやはり大きく言いますと資源問題でございます。

我が国の方といたしましては、四十四度から四十八度の北方水域に漁場を転換したいというふうな希望を出したわけでございます。この資源的な見方といたしましては、我が国の研究者の見方といたしましては、サケ・マス資源というのは南方から徐々に北方の方に行くに従つて体重も増加し、体長も大型化してくる。徐々に未成熟から成熟魚に達していくわけでございますので、北方の方に漁場を転換するならば、同じ漁獲量であつても体長とか体重が大きくなるわけでございまして、それだけ漁獲尾数が少なくて済むということと、とりもなおさず資源の有効利用もしくは資源の保護のために非常に有効であるという我が国の科学者の意見でございます。

これに反しましてソ連の科学者は、回避経路というものから見て、北方水域に漁場を転換するということになるが親魚が途中で遡河ができなくなる、遡上できなくなるという懸念を非常に抱きまして、その資源の分布、回避、生態等の生物学的な見解が著しく相違いたしましたので、結局これが合意を見るに至らなかつたという事情があるわけでございます。それから日ソ科学者会議を、ことしじゅうに双方の都合のよいときにこの科学者会議を開いて、資源の問題を含めながら、この操業水域の転換問題が資源にどのような影響を与えるかということとを両国の科学者によつて十分検討してもらつて進んでいきたいと思つておるわけでございます。これによりまして、水域問題につきましてもこれは日の目を見ることはできません。

んでしたが、来年以降に交渉の手がかりを得たのではないかとはいえず、あいに考えている次第でございます。

○松前達郎君 大分内容的に魚種も随分違いますし、それから科学的な根拠といいますが、いろいろなもの見方がそれぞれ違ふし、お互いにそれを立会いの上で確認しているわけでもございませぬから、恐らくかみ合わない点が随分あると思ひます。ですから、そういう意味では科学者間の会議というものを開きながらある程度の見通しの合意を取りつけておくというのが、やはり今後の交渉における大きな力になるんじゃないか、こういうふうな思ひです。

○政府委員(尾島雄一君) 違反問題につきましては、それは、来年以降に交渉の手がかりを得たのではないかとはいえず、あいに考えている次第でございます。

○松前達郎君 違反問題につきましては、それは、来年以降に交渉の手がかりを得たのではないかとはいえず、あいに考えている次第でございます。

○政府委員(尾島雄一君) 違反問題につきましては、それは、来年以降に交渉の手がかりを得たのではないかとはいえず、あいに考えている次第でございます。

は、実は日本側は昨年漁期に中型流し網漁船が大量違反操業したということで非常に厳しい指摘があったり、ソ連側との今回の交渉が難航した一つの大きな要因でもあったわけでございます。この違反問題を盾にしてソ連側は、我が国が出してあります日本の取り締まり船にソ連の権限ある取り締まり監督官を乗船させるというようなことを実は主張してまいりまして、従来はオプザーバーという形で乗船していたものを、今度は権限ある監督官ということにしたいという提案があり、しかも隻数を、従来四隻我が国が出していたのをそれを六隻にして、六隻ともに権限ある監督官を乗船させたいという要望を実は出してきたわけでございます。

我が国といたしましては、監督官を乗船させるということとはこれは主権にかかわる問題でもございまして、これは絶対できないということに拒否をいたしまして、一応これにつきましては五隻——一隻増加いたしましてオプザーバーを乗船させるということで結着をつけたわけでございます。なお日本側がこれに對しまして日本側としても違反の防止に相努めるといふことで、例えば同一の港から出港する漁船群を一つのグループとして船舶操業をさせるとか、それからその同一の船舶には識別をするためにマストの色を、色彩を同一色にすると。その他いろいろな形で取り締まりの権限の強化あるいは違反についての取り締まり、それから罰則の強化、こういうことをやって対処をしていこうというぐあいに今後とも考えている次第でございます。

○松前達郎君 違反をすればそれだけやつぱり厳しくなつてきますから、これはひとつ違反が起らないように何とかがしていただきたいと思ひます。

○政府委員(尾島雄一君) ソ連側は、一応議定書

の署名が済んだ後は出港してもよろしいというぐあいは一応了解をとつてあります。

○松前達郎君 それはこの小型流し網だけにかかわらず、その他も議定書の調印さえ終われば出港していいというふうな、彼らはそういうふうな意見なんですか。

○政府委員(尾島雄一君) 小型だけに限定しているわけではございません。

○松前達郎君 そうしますと、これは極端なことを言つと、国会で審議しなくてもいいんじゃないかというふうな格好になつてしまふんですね。ですから、ソ連側の解釈と日本側の解釈は違ふと思ひますけれども、これも来年また大幅にその交渉の時期がずれたりしたときの対応もありまして、ちよつと参考のために伺ひたいんですけれども。

○政府委員(尾島雄一君) 小型だけに限定しているわけではございません。

とも大体合意に達したと、こういうことでありまして、したがつて外相会談ということになれば、この秋の国連の総会、ニューヨークで行われるというところでございまして。

○松前達郎君 それと貿易経済協議も合意されたと同つていますが、これについては東京で開催ということ聞いていますが、いかがでしよう。

○政府委員(西山健彦君) 貿易経済協議は昨年十月に行われたわけでございます。大体これは年間の貿易関係をレビューするというものでございまして、やはりこしも同じ時期にそれを開催いたそうということで基本的な合意がございまして、先般打ち合わせに参つたときにそれを合意してまいりました。

○松前達郎君 これは日ソ間のハイレベルの会談ですから、これは大分先の話になりますけれども、またそのときにいろいろと御意見などを伺いたいと思ひますが、最近非常に外交日程が立て込んできているようでありまして、例えばきょうはブッシュ副大統領が来られた。きょう安倍外務大臣との会談を予定されていると伺ひてゐるんですね。これは、恐らく今後国際的な会議が幾つか催される、ロンドン・サミットももちろん大きなものでございまして、それに対しての将来の日本側の立場というものをある程度決めるようなことにはしなないかと思ひますけれども、このブッシュ副大統領との会談について何か特別に外務大臣として主張されたりなんかすることはありますか。

○政府委員(尾島雄一君) ここの数日間相当外交日程が立て込んでおりまして、きょうはブッシュ副大統領、それから中国の姫鵬飛國務委員と会談することになっております。さらに、トルンECの委員長もやつて参りますし、あるいはまたワイバーガー米国の国防長官もやつて参るわけでございます。そうした要人とこれから数日の間に会談を行う予定にいたしておるわけでありまして、ブッシュ副大統領との間では、私はきょう会いま

して、あしたの朝は河本企画庁長官を中心にして経済閣僚と朝食をとにするわけでございます。その他、総理大臣との会談も予定をされておるわけでありまして、主として先般行いました我が国の市場開放政策につきまして日米間で話し合いをするということでありまして、アメリカにとりましてはまだまだ不十分という感じもあるわけでございますが、日本はしかしそれなりに全力を挙げて自由貿易体制を推進するための日本の努力を傾注したわけでございますし、そうした問題について隔意のない意見の交換をして、そしてこれからOECDも行われますし、あるいは閣僚会議も行われますし、サミットも行われるわけでありまして、そうしたサミットに向けての自由貿易体制の推進、あるいはまた世界経済の景気回復、そういう方向へ向かつてのいろいろ話し合いをしてみたい、こういうふうな思っております。

○松前達郎君 E.C.の委員長トルン氏も来られるわけですね。ほとんど連日、毎日毎日どなたか来られる格好になります。十五日からブリュッセルで行われる日本とE.C.の閣僚会議、これは大臣も行かれると思うんですが、これに関して前にこの委員会でも申し上げたと思うんですが、E.C.側から日本に対する要望というものが既にある程度出てきているんですね。中には航空機だとか兵器まで入っているような要望が出てきて、農産物も入ったと思うんですが、恐らくこの要望というものはもう一回蒸し返して出されてくるんじゃないかと思うんですね。市場開放あるいは関税の引き下げ、大きく言えばそういうことになると思うんですが、これらにやはり何らかの対応がないとまたいろいろ問題が出てくる。アメリカで一つ済んだと思うと今度はE.C.と、いろんなところに我々も四面楚歌という、それほど大げさじゃないけれども、そういう感じを持っているんですが、その点、今後の対応について大臣のお考えを最後にお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣 安倍晋太郎君 E.C.との間の日本の対策につきまして、これは対米対策とともに広

くE.C.それから開発途上国も含めた対策でございますから、そうした日本の先般決定をしました開放政策を十分説明をしたい、そういうふうな思っております。日本が行いました関税の引き下げ措置、行おうとしている引き下げ措置、あるいはその他の製品輸入促進等の措置につきまして、E.C.側としても相当評価をしておるようでありまして、またいわゆる円・ドル問題、いわゆる金融の自由化の問題につきましてもE.C.も関心を持っておるわけでございますから、これは日本としてもトルン委員長との間では相当日本がこれまで努力した成果というものをE.C.に対して説明をして、そしてE.C.側の評価を求めることができるんじゃないか。もちろん十分だということはないでしょう、また日本としてもE.C.に対しては言いつ分は随分あるわけで、E.C.がやはり日本に対して自由化を求めると同時に、我々もE.C.に対していろいろと自由化を求めたい点もあるわけでございます。ただ問題は、やはりE.C.においてもそうですが、百億ドル以上の出超、黒字があるものですが、そういうところでこれからのやはり対応というものが、今申し上げましたような自由貿易体制を堅持しながらの輸入の拡大、内需の振興というものをやっていかなきゃならない、そういう点に対してのE.C.との話し合いは非常に大事である、こういうふうな思っております。

○黒柳明君 私どもも野党として、一応野党外交と言えようものをやりますと非常にやっばり外交というのは忍耐が必要である、こういうようなことをいつも感じているわけでありまして、今回マスコミを通じてサケ・マスの交渉を見聞きしてきましたが、いざにせよ話し合いがまとまった、こういう過程においての御苦労については評価をする次第であります。ただ問題は、毎年毎年北洋の漁船の出港はおくれるし、あるいは今回六年で初めて漁獲高も制限されるし、中型漁船の水域ですか、果たしてその漁獲量かと思うようにあるのかどうか、ともかく不安材料ばかり、御苦労は御苦労として評価するとともに、非常に

苦勞した中で来年のことが思いやられる、こう思うわけでありまして、さらに来年はもとソ連側は厳しい態度で臨んでくるのではなからうか、こういうマスコミを見聞きしながらの私たちの感じ、また今、来年がと、こういうようなお言葉も承りましたが、本年の交渉を終わりました、来年が大変じゃないか、こちらあたりはどのような感触をお持ちでしょうか。

○政府委員(尾島雄一君) 実は来年以降の交渉について申し上げる前に、ことしの争点になった点がやはり来年にも引き継いでくることであるわけでございまして、本年の争点は先ほど申し上げましたような資源問題とそれからもう一点は取り締まり違反問題、こういう点が非常に大きな争点でございました。

資源問題につきましては、この数年間は比較的に日ソ科学者同士は資源の回復がある程度あるというようにその見込みながらも、必ずしも各魚種ごとに意見の一致は見えていないという点がありまして、それから資源の今後の持っていく方という問題につきましても、ソ連は早急に昭和十年代の豊度の資源量にまで持っていくべきだと言っております、我が国の方はやはり現実には日本の漁業が存在しているという実態に照らして徐々に回復をさせていくというそういう相違が実はある、こういうことを踏まえまして資源の評価というものにつきましても必ずしも意見の一致を見ているのには引続きやはり来年も大きな争点になるのではなからうかというふうに考えているわけで、やはり何と云っても日ソのサケ・マスの問題を、この資源の問題で両科学者同士が意見の一致をある程度見ていくような検討の内容がなければならぬのかこの争点というのは解消するわけにはいかぬのではないかとこの点がございまして、それからもう一点は、今の取り締まりの問題等もございまして、この問題につきましてもやはり日本の規律ある漁獲態度というものが要求されてくるわけございまして、我々もいたしまして、これにつきましまして漁業者に対する指導、啓蒙、そ

れから取り締まり体制、こういうものに万全を期して、今後とも、来年以降についてもこの漁業の交渉が比較的好い友好裏にかつお互いの理解の中で、相互理解の中で進められていくように努力をしていきたいというふうに考えております。

○政府委員(都甲洋洋君) ただいま水産庁の方から漁業の実態につきましての御説明がございましたけれども、それに加えて来年の特殊事情が一つございまして、ソ連側は、本年二月二十八日付でソ連邦の経済水域に関するソ連邦最高会議幹部会令を三月一日から発効させまして、それからさらに第三次国連海洋法会議が終了したということをもう一つの理由に挙げまして、日ソ漁業協力協定の見直しを行う必要があるということを申し出ております。ただ、これについてはまた別途の機会に交渉しようということございまして、来年までに現在の枠組みの見直しということが交渉の議題に上ることと思っております。その際に、私もとしては当然のことながらサケ・マスの協定の枠組みを長期安定化させるという問題を提起する所存でございますけれども、これらの交渉の中で大枠そのものがどうなるかということが一つ新たな要因として出てきているということをつけ加えさせていただきますたいと思っております。

○黒柳明君 当然また四万トンが削られる可能性がある、ということですか。

○政府委員(尾島雄一君) 資源の評価をどのように見ていくかということでございますが、我々もいたしましては、日本の科学者が言っておりますこと近年の資源水準というのは比較的資源水準が回復しているということでございますので、漁獲量はできるだけ従来どおりの漁獲量を維持できるような形で、科学的にもそのような形で要求したい、していきたいというふうに考えております。

○黒柳明君 これから、我が方の提案が受け入れられたというふうなことで科学者同士話し合う

ただ、日ソの当事者同士が話し合いますと、やっぱりお互いの意見を主張してなかなか一致点が見出せない。そういう中でどうなんでしょうかね、水産国である第三国の客観的な正確なデータでもとって、そしてそれを一つの交渉の材料にするとか、そんなこともこれから両国の科学者が話し合う話し合いの一つの資料になるんじゃないかと思うんですが、そういうことはお考えでしょうか。

○政府委員(尾島雄一君) 現在、日ソの科学者の意見がお互いになかなか合意できないという一つの大きな問題は、お互いに資料の交換を行っていないわけでございますが、例えば日本の漁獲量、要するに漁業の実態から来る漁獲統計、あるいは調査船を出して生物学的な資源調査をいたしておりますので、その資源の調査に基づく体長組成とか分布とか、あるいはいろいろな生態等についての諸資料は提供してやっております。ただ、日本側は沖取りをしている資料を出すわけでございまして、向こうのソ連側は、どちらかといいますと河川に遡河してくるサケの量とか、親魚量とか、そういうものを中心にして資源の解析をしているというところで、その解析の方法上にも若干の食い違いがあるわけでございまして、それらはいずれ両者がやはりお互いに理解し合つて、お互いの検討方法、資源の推定方法等についてお互いに理解をしながらその中である接点を見出し得るのではないかとというぐあいに考えている次第でございまして。

○黒柳明君 これから新しい話し合いが始まるわけなんです、今までも資料の交換は行われている、その中でお互いの主張というものが前提で、しかも向こう側はやっぱり一枚岩ですから、なかなか正確な資料、正確な主張かと思えますけれども、絶対それを譲らないというかたくな姿勢はあるかと思えますけれども、今後の推移にまつよりほかにないと思えますが、今の中型トロール船の流し網の水域、これは漁民の皆さん方に聞きますと、もう出漁したつてとれるかどうか全く不安だ、

やっぱり北の地域に水域を変えてもらわなきゃならないというようなことは前からの主張で出ておりましたが、どうなんですか。あしたまた出漁するわけですが、そこらあたりのこの漁獲高というものはある程度保証はできるということなんでしょうか。

○政府委員(尾島雄一君) 現在操業いたしております中型流し網漁船は北緯四十四度以南で実操業しているわけでございまして。今回の交渉におきまして日本側が漁場の転換ということと主張いたしましたのは四十八度以南ということと、四度北に移行したいということの主張でございまして。この主張につきましては、もちろん漁業者側からの要望もあるわけでございまして、我々資源学的に見ましても、南方の四十四度以南でございましてと魚体が小さくてまだ未成熟でございまして。しかもその未成熟であるというところは、結局漁獲をしてもやっぱり魚の値段もよくありませんし、そういう点から見ても、漁業経営から見ても必ずしも得策ではないという資源の状態並びに漁業経営の実態から即して実要求を行つたわけでございまして、ソ連の方といたしましては、その水域において日本の流し網を展開するということは北に遡上する魚の魚道を断つというふうな問題等があつて、回避を阻害するというふうなことを資源学者がやはり申し出ておるわけでございまして、その辺のところの食い違いがやはり非常に大きゅうございまして実施に至らなかつたわけでございまして。経営上から見てもあるいはまた資源上から見ても、我々としてはやはり北方の四十八度以南まで漁場を展開するということがより北洋のサケ・マス資源の資源保護並びに有効利用という点に役立つというぐあいに思つておりまして、今後ともこの交渉は進めていきたいというぐあいに考えて、ことしの交渉ではこの実現はできませんでしたけれども、ことしじゅうには科学者会議等を開いてこの問題について十分検討した上で来年に対処するという足がかりをつけたというぐあいに考えておる次第でございまして。

○黒柳明君 私ども、今の話を聞いていても一長一短ということで、どっちの主張が正しいのかどうか軍配を上げるわけにまいりません。いずれにせよサケ・マスの漁民の方、船団の方からいろいろ聞きますとどうしても今の水域じゃだめだ、というぐあいを断定的に九〇〇の方がおっしゃる。今次長が、足がかりができた、というぐあうなことであるいは本年じゅうにと、こんな話も出たわけでありまして、こういう外交あるいは話し合いというのは、やっぱりただ単に我が方の主張だけを通すというのはこれは難しいんであつて、何か向こうにも与えてそして損して得とると、こんなこともあるかと思うんですが、資源の科学者同士の話し合い、話が進行する中において当然この水域というものはどうしても大きな問題になろうかと思ひますが、これについては今次長がおっしゃつたように足がかりだけじゃなくて、やっぱり結果が出るようにぜひともひとつやつていただきたい、この私望をいたします。

時間がありませんので、最後に外務大臣、今外交日程が非常に込んで、また来週はお出かけと、こういうことらしいんですが、ブッシュ副大統領とお話しして、このお話はまた夕刊で出るかと思ひますので活字の方で読まさせていただきますが、同じく副大統領がそういう話をしたかどうかあれですけども、市場開放せよと副大統領がそういうことを言つたとは思ひやうなわけでもない、自動車の問題が話に出たかどうかわかりません。ただ、けさ現在のあの様子ですと、ブロックさんとそれからリーガンさんとの話は食い違つておると。自主規制せよと、とんでもないと、あれだけ自動車業界がもうかつたのだから必要ないと、こんなことですが、私どもも八〇年の三月、レーガン政権誕生、自動車問題でたがたしているときに、いろいろブロックさんとリーガンさんとも会つて話を聞きました。妥当な方向にある程度結論がついたと、そのときはそういう感じがしたんですが、外務大臣、通産省がまたこれで一苦勞するかと思ひますよ。やっぱり財務長官に言わせる

と、決してこれは譲歩すべき問題じゃないと強気の姿勢ですけども、ブロックさんもブロックさんの考え方があると思うんですが、日本政府としてはオレンジとビーフで非常にやっぱり譲歩してあれだけの結論が出たわけでありまして、さらにこの自動車の自主規制の問題について向こうが伝家の宝刀だなんというふうなことは許せない、こうは思うんですが、外務大臣、副大統領の話に出たんでしょうか。あるいはこのブロックさんとリーガン財務長官との意見の違い、余りにも露骨にマスコミでは伝えられておりますが、外務大臣、どのようにお感じでしょうか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) ブッシュ副大統領とは実は今からお目にかかるものですから、出るか出ないか、これは会つてみないとちよつとわかりませんが、しかしおっしゃるようにブロックUS TRの代表は、アメリカの景気も回復して自動車産業もすつかり力をつけてきたので自主規制は解除すべきだと、こういうことを言つておりますし、これに対してリーガン財務長官は、今の日本の市場開放措置等を見るととんでもない話だと、だからこれは残すべきだと、こういうことで対立をしておるといふふうに私も聞いておるわけでございまして、しかし筋から言えば、これは本来自由貿易体制を両国が推進するという上からいけば全く過渡的な措置でありますから、あくまでもこれはもとに戻すと、自由な貿易に戻すのが私は本筋ではないだろうか、というふうな思つておるわけでございまして、しかしこれからどういふふうになつていくか、あくまでもこれは日本の自主規制ということをやつてきた措置でございまして、これをどうするかということは今後のいろいろの情勢の中で決まってくると思ひますが、本来の筋からいけばやはり自由貿易体制、そして自主規制というふうなものは一日も早く撤廃をすべきじゃないかと、というふうな思ひます。

○黒柳明君 私どもが四年前に行つたときは、やっぱり議員サイドからの非常な突き上げがあつたし、ローカルコンテンツ法案も議員サイドです

けれども、これ、自主規制にストレートに結びつくものではないわけでありますが、今回やつぱりアメリカの議員サイドというのは、おとなしいという事はないと思いますが、四年前のかんかんがくぐというものは全くないに等しいわけでありまして、ただ、どういふ事情があるか、これはアメリカ国内の状況でありますので何とも言えませんけれども、両首脳が完全に対立したような発言をしている。しかも、私たちは完全にプロックさんの方に、今外務大臣がおっしゃったように軍配を上げたくなるといふのは、これは何も自動車業界だけでなく客観的に公平に見た立場だと、こう思うんですけれども、ブッシュ副大統領との話の中で市場開放の要求というのは当然出てくるかと思ひますが、その中でひとつ、日本の国ではやつぱりこの両者の活字が、報道が目立つわけでありまして、ですから、こゝろあたりも外務大臣、話の行きがかりといふこともあるかと思ひますけれども、日本の姿勢といふものをきちっとやつぱりこの際ですから明確に打ち出した方がいゝんではなからうかと、こう思ひますので、ひとつ最後に要望だけさせていただきます。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 今御発言の点に關しましては、十分ひとつ頭に置いて話し合ひをしたと思ひます。

○坂山映子君 漁業協力費の四十二億五千万円、これは毎年の協力費金額の推移を見ますと、一九七八年には十七億六千万、それから逐次ふえてまいりましてこれは四十二億五千万と、こういうことなのでございませうけれども、漁獲量につきましては七八年から八三年まで一貫して四万二千五百トン、そしてこれは四万トンと、こういうことになってまいりましたので、漁獲量あるいは魚価とは関係ないものと考えられます。この漁業協力費の算定基準は何なのでしようか。

○政府委員(尾島雄一君) 漁業協力費の算定の基準でございますが、計算の方法といたしましては、ソ連側は、サケ・マス資源の維持あるいは再生産をする、資源の増殖をするわけございま

すが、その増殖に要する費用を日本とソ連との漁獲の比例に応じて負担すべきであるという主張を、実は前からしているわけございまして。その主張に基づきますと、ソ連が持つておりまして別な数字があるわけございまして、しかしながら我が国といたしましては、漁業協力費といふのは、日本の漁船に対して十分な操業条件が与えられるというソ連側の特別な配慮に見合うべきであるといふことを言つております。また、ソ連側の計算方法は、日本の漁業者の負担能力といふものは勘案されていまいと、点を主張いたしてございまして、日本といたしましては、ソ連側が持つていふ計算方法は受け入れられないという態度で今まで臨んできているわけございまして。

また、事実今回の交渉におきましても、ソ連側は、先ほど申しましたようなソ連の計算方法による漁業協力費を負担すべきといふことで主張してきたわけございまして、クオータがことし決まりました四万トンといふことであれば、ソ連側の主張でいきますと約四十九億円に相当する漁業協力金を支払わなければならぬといふところであつたわけございまして、そちらにつきましては、我が方はソ連の計算方法といふものを否定いたしておりまして、あくまで日本の漁業者の負担の能力を勘案してなされるべきであるといふことと、あるいは操業条件によつて配慮されるべきであるといふこと等を主張いたしまして四十二億五千万にとどめた次第でございます。

○坂山映子君 今の御回答でも明らかのように、その算定基準は極めてあいまいであるといふことが言えると思ひます。七八年から八三年まで二・四倍以上に増加しているわけございまして、サケ・マスの再生産に投下した費用と申しまして、インフレ率を勘案しても二・四倍は不当に増額されておると思ひます。この四十二億五千万円は、先般二月に補正予算で十七億の補助金が出て、残りは日本の漁業者が負担することになるわけございまして、ひとつ交渉に当たつて、毅然とした態度で、その算定基

準を明らかにするよう突いて交渉していただきたいと念願するものでございまして。さて、今回の交渉でサケ・マスの資源回復が上昇基調にあることはソ連側も認めたさうですが、日本側として資源回復についてどのような科学的資料を提示して交渉されたか、明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(尾島雄一君) 資源の回復につきましては、日本の資源科学者が解析をいたしてございまして、日本の漁獲統計に基づく資料、例えば漁獲量それから漁獲努力量、これから来るある単位漁獲努力量当たりの漁獲がどのように推移するかといふことを、それぞれの水域の資源、魚種をもとに解析をしていくというやり方がひとつ漁獲統計から出てくるわけございまして。

それから、もう一つの解析の仕方といたしまして、調査船を当該水域に派遣いたしまして生物資源調査をいたすわけございまして。これは年齢査定、あるいは体長、体重調査、あるいは生殖腺の成熟度合い、こういうものからくる資源の豊度が近年にどのように消長しているかといふことを資源学的に調査する方法とあるわけございまして、この両方から、実は我が方といたしましては資源が回復しているといふことを主張しているわけございまして。

○坂山映子君 日本の総漁獲量は千万トンと云つておりますし、諸外国の沿岸における漁獲量は総計二百万トンだと、こういうふうになつておるわけですけれども、諸外国の沿岸における各漁獲高をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。大ざつぱりで結構です。

○政府委員(尾島雄一君) 日本の総漁獲量は現在約一千五百万トン程度あるわけございまして、かつての二百海里以内におきましては、おおむね一千万トン台を維持している中で、遠洋漁業の占めるウェイトは約四百五十万トンございまして、大ざつぱりに一千万トンの漁獲のうち四割が遠洋漁業で占めていたわけございまして。二百海里に入りましてから遠洋漁業が非常に厳しい状態に置かれまし

て、それぞれ沿岸国の二百海里の中でいろんな漁場制限等を克服しながら実施をしているわけございまして、現在、先生のおっしゃったように、外国水域での漁獲量は約二百万トンといふぐあいに半減いたしているわけございまして。半減をいたしておるわけございまして、その中で、やはり何と申しまして北太平洋におけるウェイトが圧倒的に多いございまして、その北太平洋におきましても、アメリカ水域とソ連水域に大きく分けますと、アメリカ水域が約百万トン、それからソ連水域が約五十万トンといふことで、この両者合わせまして百五十万トン、全体の二百万トンのうち四分の三を占めるわけございまして、そのほかは、例えば韓国水域それから中国の水域あるいはオーストラリアその他もろもろの水域で漁獲しているわけございまして、そのように圧倒的にアメリカ水域とソ連水域のウェイトが高いといふ事実があるわけございまして。

○坂山映子君 今後、各国が経済水域を設定するに従つて日本の遠洋漁業の展望は非常に厳しいものがあると思ひます。けれども、今後いかなる対策を考えておられるか、明らかにしてください。

○政府委員(尾島雄一君) この二百海里の水域の設定以来、漁業の規制といふのは年々非常に厳しくなつてくるわけございまして、特に昨年の末に行われました日ソ、ソ日の漁業交渉とか、あるいはアメリカにおける漁獲割り当ての問題等を見ますと、今後の我が国の外国の二百海里水域内での操業といふのは非常に厳しい状態になつてくるわけございまして。その上、各沿岸国は、二百海里水域内での日本の操業を認めるといふこととの引きかえに、自国の水産資源の発展とかあるいは貿易問題に大きく影響を持つてまいりまして、自国の水産資源の発展にどの程度日本の漁業が貢献しているかといふようなことを非常に勘案しているわけございまして。したがひまして、二百海里体制のもとではこのように各国の動きは今後ますます強くなつてくるわけございまして、漁業外交

の粘り強い展開というものが必要でございますし、また、諸外国における海外漁業の技術協力あるいは経済協力等、海外漁業協力の推進を十分行うことによつて、日本の漁業の海外漁場の確保をしていかなきゃならぬというぐあいに考えておる次第でございます。

○抜山映子君 ところで、日本は、海洋法に関する国際連合条約のもとで二百海里までの経済水域をまだ設定しておらないようですが、現在既に設定した国は何カ国ございますか。

○説明員(浜本康也君) 私どもの把握しております限り、現在のところいづゆる二百海里の経済水域を設定している国は約六十カ国でございます。

○抜山映子君 日本はこの条約を八三年二月に署名しておりますが、まだ批准しておりません。この批准のための国内法整備の進行状況はいかがなものでしょうか。経済水域を一日も早く設定することは日本の国益に沿うと思うのですが。

○説明員(浜本康也君) 国連海洋法条約につきましては、私どもとしては基本的には批准の方で準備を進めておるわけでございます。この条約は非常に多岐にわたる事柄が書いてございまして、実際は関係する官庁もそれから法律も多いものでございまして、現在この条約と国内法とがいかなる関係にあるかということを中心にして準備を鋭意進めておるところでございます。

○抜山映子君 このたび西山局長が訪ソされました、重要な隣国であるソ連との対話が回復するということで大変好ましいことと思えますけれども、一方において、北方領土の問題についてソ連はかたくなな態度をとり、しかもその懸案の北方領土には一個師団の正規軍を駐留させている。そして北方領土には空港もつくつてミグ機が四十機も待機しておる。このようなこと、及び空母ミンスクに加えてノボロシクも配備された。こういう一連のソ連の軍拡路線についてはやはり監視を怠ることなくひとつ念頭に置いて対話をしていただきたいと思うのですけれども、特にソ連との経済開発協力につきましては、第三国も入れて日本

のリスクを少なくしてこれに取り組みべきと思いますが、これについてひとつ外務大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 先般、西山局長が訪ソをいたしましたソ連とのこれからの対話につきましても、この秋には私もグロムイコ外相と国連総会で会うというところまで合意をしてきたわけでございますが、もちろん対話は対話として進めていかなきゃならぬ。おっしゃる通りに隣の重要な国でありますから対話を進めていかなきゃならぬと思ひますが、しかし日ソ間には御案内のような非常に厳しい領土問題が横たわつております。そして、北方四島には今お話しのようなソ連の軍事力が強化をされておりますし、極東全般にもソ連は軍拡を進めておると、こういう状況でございますから、そうした問題に對しましては日本は言うべきことはきちつと云つて、毅然たる方針、姿勢を失わないで対応をしていく。同時にまた、そういう厳しい情勢は厳しい情勢と認めながらも、厳しい情勢であるだけに対話もまた一方では進めていかなければならない。こういうことでこれから努力を重ねてまいる所存であります。

○抜山映子君 日本の放射性廃棄物の海洋投棄についてお伺いしたいのでございますけれども、これにつきましても北欧五カ国が反対を表明していることは周知の事実でございます。

実は先般四月二十五日、二十六日、コペンハーゲンで開催されました社会主義インターナショナルの幹部会に出席したのでございますが、決議事項にこそなれませんが、多くの方から個人的にこの日本の放射性廃棄物の海洋投棄の問題について質問を受けたのでございます。我が国では、原子力委員会が原子力開発利用長期計画というものを昭和五十七年に発表しておりますが、海洋処分を行う、それから陸上処分を行う、二種類に分けておるわけでございますが、現在、海洋投棄を待つて貯蔵されているものはどれぐらい量があるのでしょうか。

○説明員(千々谷眞人君) 答えたいと思います。昭和五十七年に原子力委員会が発表いたしました原子力開発利用長期計画では、低レベル放射性廃棄物を海洋処分と陸地処分とあわせて行うという方針でございまして、低レベル放射性廃棄物の海洋処分につきましては、先生御指摘のとおりキリバス、ナウル及び北欧五カ国から懸念の声がございまして、この反対の意見は、実は国際的な規制の枠組みでございましていづゆるロンドン海洋投棄条約というものがございまして、その中で低レベル放射性廃棄物は特別許可を得れば海洋に投棄してもよいという国際的な枠組みがございまして、この条約を変更して全面的に禁止しようというような意見が出されたわけでございまして。昨年二月にロンドン条約の締約国協議会議でそのような主張がなされたわけでございまして、禁止に持ち込むための科学的な根拠が非常に薄いということでロンドン条約締約国協議会議では再度科学的な検討を行おうというふうな決議が通りまして、これに基づきまして現在、科学的検討が原子力の専門家、海洋学の専門家等によつて進められている状況でございます。この結論は来年の九月に開かれます第九回のロンドン条約締約国協議会議に出されるということになっております。私どももいたしましては、この科学的検討の結果、海洋投棄、特に低レベル放射性廃棄物の海洋投棄については安全上問題がないという結論を得て国際的な理解を得たいということで、目下この科学的検討に積極的な協力している次第でございます。

また、陸地処分につきましては、最近電力業者の方で、陸地処分の一つの方法として原子力発電所の敷地の外に集中的にこれを保管するといったような方策が考えられておまして、現在、その立地等につきましては電気事業者の方で選定が進められております。この対象となります放射性廃棄物でございますが、現在までのところ約五十万本ほど原子力発電

所等のサイトの中に保管されてございまして、これらのうち海洋投棄に適したもの、それから陸地処分に適したもの、それぞれ分けましてそれぞれ処分に向かつて進みたいというふうな考えている次第でございます。

○抜山映子君 きょうは時間がございませんで、引き続きこの問題は次回にお伺いしたいと思います。

五十万本と言われましたが、それは容量一本は幾らでしょうか。それだけお答えください。

○説明員(千々谷眞人君) 二百リットルのドラム缶に換算してでございます。

○抜山映子君 終わります。

○立木洋君 大臣、今回のサケ・マス交渉を見ても、最初交渉に入るのが大分やつぱりおくれましたし、その間もいろいろ理由でおくれているのかという連絡もない。しかし、交渉が始まってみるとなかなか難航して実際には出漁期が大幅におくれるというふうな状態になったんですが、こういう経過を大臣がごらんになって、今日の日ソ関係がある意味ではそういうふうな形で投影されているのかどうか、あるいはこういう日ソ関係という観点から見るとこの漁業交渉の経過をどのようににあらにみるのか、感想をひとつお聞かせいただきたい。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 今度の交渉がおくれたのは、ソ連のお話によりまして技術的な理由だと、こういうふうな言っておりますが、日本にとつては非常に重要なことなんですが、日ソ間の漁業交渉というのは、日ソのいろいろな問題が毎年事務的に大体交渉が進められてそして妥結をいたしました。そういう歴史を持っておりますから、したがって、今回も特に背景に特別な理由が、政治的な理由があるというふうにも思われないわけですが、思いたくないわけではございません、しかしとにかくおくれたことは極めて残念だ、日ソのこれまでの漁業交渉のあり方からすれば、一度はおくれたことはありますけれども、大

体五月一日出港ということに合っていますからそうあつてはしかなかった、こういうふうに思うわけです。

交渉の内容につきましても、最終的には二千五百トン削減したような形になりました。これも非常に残念だと思ひますが、これは、資源の問題とかあるいは違反操業の問題とか、相当やばりソ連の主張というものが日本の主張とかみ合はなかつたという点もあつたんだらうと思ひます。今回の交渉は何とか曲がりなりにも妥結したんです、先ほどから御質問がありましたように、来年以降の交渉というのはなかなか厄介なことになる。特に経済水域二百海里、それに対する幹部会令というのによつて厄介なことになりかねないという要素を含んでおるわけでありまして、山村農水大臣も今度訪ソするということですから、よくこれからの日ソ間の漁業秩序、あるいは漁業交渉の枠組み、そういったものについて両首脳間で十分ひと話し合つて、漁業に関しては一つの道筋が、円満な道筋が立つことを我々は期待をいたしておるわけでありまして。

○立木洋君 水産庁にお尋ねしたいんですがね。先ほど来やばり問題になっていました資源の状態に対する双方の認識ですね、これはいろいろと食い違いがあるとお話なんです、もちろん双方で統計や資料を出し合つて、そうして話し合われることになるだらうと思ひますが、その食い違いが起こつてくる原因とか根拠とかいうか、日本側が当事者ですから、一方の当事者から客観的に見るというのはなかなか難しいんですけれども、しかし、資料のとり方とか統計の出方に問題があるのか、あるいは調査不能地域があるためにそういうふうなやむを得ない状況になるのか、そこらあたりの食い違いが出てくる原因とこののはどういふふうにお考えになっていましてうか。

○政府委員(尾島雄一君) いろいろな要素があるわけですが、やはり一つは、先ほど私が申し上げましたように日本は沖取りを主体にした

調査をやつております。漁獲調査にしても漁業調査にしても、それから科学的な調査で生物調査をする場合でも、やはり沖取りを中心にした、沖合の資源調査を中心にした形になります。一方ソ連の方は、どちらかというと彼らは沖取りはありまないので、母川回帰、母川に戻つてくる回帰量とか、それから、本来親魚がどの程度この河川に來ればこの河川の収容力から見て生産力が最も上がるか、そういうようなことが一つの基準になつてゐるわけでございます。そういう点がやはり一つ大きな食い違いの要素があると思ひます。

それからもう一つのソ連の主張は、やはり昭和十年代の、言つてみまうとかなり処女資源に近いぐらいのそういう状態に早く戻したいという彼らのやはり政策的な問題があると思ひますが、我が国といたしましては、現在の漁業の実態を踏まえたが、日本の漁業の置かれてゐる実態を踏まえたが、やはり現実的な形で資源の回復を図つていくという、そういう問題が一つどうしても潜んでゐるわけで、そこで、今後の進め方というもののについてもどうしても食い違いがでる、一つ、資源をどう評価するかという点について、フイルドの違いとかそういう問題がどうしてもあるわけでございますが、ただ従来とも、この二百海里が設定されてから、秋と春でございしますが、二回にわたつてこの資源問題については検討をいたしております。そういう関係ではかなりお互いの意見というものは、それぞれの形で理解はできるやうになつておると思ひますが、今後はともさらにその点の日本の方法論というものが、彼らに理解してもらわなければならないし、向こうの方法論についても我が方としても理解していかなくやならぬということで、相互理解を深めることが出てくるやうな双方の中で一致した意見というものが出てくることを実は期待してゐるわけでございます。

○立木洋君 資源の状態に対する認識が接近してきますと、いろいろな問題で、交渉の面でも打開する可能性というのがある意味で出てくるだらう

と思ひますが、そういう認識を一致させる上で共同調査というふうなことも問題になつてきたわけですが、こういう問題というのは現状はどうなつてゐるんですかね。

○政府委員(尾島雄一君) 日ソ間では、これまで日ソの漁業協力協定に基づきまして資源の評価の基礎となる統計資料の交換とかいろいろなことをやつておるわけでございますし、また科学者会議もやつておるわけでございますし、これも広い意味でいいますと共同の調査をやつてゐる、大きな意味では共同に調査をしてゐるという中に入らんだと思ひます。我々としては、今のやうな方法を粘り強くやはり相互に実施していくことによつて共通の認識というものを深めていきたいというぐあいに考えております。

○立木洋君 この点でひとつ大臣、やはりこの協力協定の中でも、「科学的調査の実施」という項目が第二条の(4)項にありますし、ですから何らかの形で、この毎年厳しきやりとりの状況にならぬ、共通性を見出せる方向を一步でも打開していくということが重要じゃないかと思ひますが、山村農水大臣ですが、行かれるときにはぜひそういう面でも、本来は例えば三年間、五年間という協定になればいいわけですが、なかなかやうな段階でも、一步でも歩み寄れるやうな、そういう打開の道をぜひ切り開いていただきたいと思ひますが、よろしいですね。

○國務大臣(安倍晋太郎君) これは農林水産省が中心でやつていただくわけですが、やはり私も農林大臣を経験したことから見まして、漁業協定を毎年毎年やつてゐるということではどうもやはりいろいろと問題が多いわけですから、何とか一つの枠組みをつくりたい、そういうふうな気持ちには持つてゐますが、なかなかこれはソ連も容易にこれを認めるという状況にはありませんけれども、しかし非常に困難が予想されるこれから先の漁業交渉を何とか切り抜けていけるやうに、そして、漁業秩序が保て資源が確保できる、日本の漁業者が操業できる、こういう方向で、これから早目に

やつぱり水産の責任者同士が話をしておくということとは非常に大事なことで私は思ひます。

○立木洋君 これ、ちよつと話が違ふんですが、最後にこの点だけ。
大韓航空機の墜落事件で、国会でも決議があるんですが、これはソ連との交渉の現状がどうなつてゐるのか、あるいは遺族会からもいろいろと要望が出されてゐると思ひますが、そういう問題点でどういふ状況にまでなつてゐるのか、現状をちよつとお聞かせいただきたいんですけれども。

○政府委員(西山健彦君) 本件につきましては、三月に開かれましたいわゆる事務協議レベルでも我が方から本件については遺憾の意を表明して、ソ連側にこの点についての先方の態度表明を迫つたわけでございますけれども、御承知のようにソ連側は、これは自分の方の責任ではない、これはアメリカのスパイ活動の一部であるという趣旨のことを言ひ続けておられて、全く論点がかみ合わないという状況のままに推移してゐる次第でございます。

○桑堂君 最初に水産庁ですが、これは一つだけ伺つておきたいんですが、日ソの魚の交渉は図式としては絶えず前年度比マイナスマイルファ。当然裏返しとしてトン当たり単価が上昇する。恐らく今、大水産会社を含めて採算点に乗つてゐる企業というのを採算するのは難しからうと思ひます。今後ともそうであるう、加速されるわけですか。それで、企業にはよく損益分岐点というのがあります、それがメルクマールになるわけですが、一体、さつきの次長のお話でもありましたように、二百万トン分の四万トンという遠洋の話があつたでしょう。そうすると、これは今後の日本の水産漁獲高全体にとって不可欠のウェートなのか。
それから、今後とも資源の問題で一つのデータを見るレンズが違ふわけなんです。だから、なかなか科学的客観性が買けない、どうしても政治の立場があつて体制上絡む、特にクレムリンは。

となると、一つの純客観を賣けないという危惧も絶えずつきまとう。マイナスアルファをこの先一体、つまり我慢の限度ですね、なかなかこれは難しいと思うんだが、三万五千トンになつたらどうかと即断もできない。三万九千トンならとも言えない。けれども、日本の水産業全体の中で四万トンというのは避けがたい、何としても三万九千トンであるが忍耐の許容量をふやして今後とも維持すべき方向なのかどうか。あなたは魚一筋の次長で御専門だから、その辺のあなた自身のお考えを交えて一度伺つておきたかつたんですがね。

○政府委員(尾島雄一君) 実は、二百海里時代に入りまして、ソ連が漁業協力協定に基づいてサケ・マス協議書をつくつて、沖取りをするというような段階になりました。ソ連は、日本の沖取りというものは今後とにかく基本的には認めないんだという基本姿勢に実は立っているわけでございます。

一方我が国の漁業の中で、今でこそ確かにおっしゃるとおり四万トンというぐあいに少のうございいます。しかし、少なくとも日本の北洋漁業というのは先人の開拓した漁場でございまして、この漁場が日本の特に北海道、東北周辺における地域経済に及ぼす影響が非常に大きゅうございいます。そういうような地域経済のことを考えますと、単に数量の問題だけではなくて、やはり今後とも漁業というものの存続をさせていく必要性がある、個人的な意見とおっしゃいますのでそういうふうにお考えを伺います。現在沖取りでとつております以外では、日本では例えば日本のサケ・マスの増殖が非常に進歩いたしまして、年々回遊が多くなつております。採捕する数も多くなつておまして、現在では十一万トン、十二万トン近くにもなつておるといふことでございいますので、数量的に見ればまさにそのようにウエーと少なくはなつておるわけですが、ただ沖取りでとつておりますサケ・マスには、日本の沿岸に回遊してくるシロザケだけではなくて、やはり非常に高価であると言われているベニとかギンとかマ

スノスケとかこのような高級な魚種が非常に含まれておるわけございまして、これの確保ということはやはり日本の国民にとつても、食生活の向上という意味からいっても私は必要性があるというぐあいに考えております。

○桑田君 けさ、たしか北海道として、道政の中の水産行政の一環として自主規制問題などという減船の報道がちらつと伝わりまして、これからどういうふうな波及するのかなり心配な問題だと思ひますが、欧亜局長ね、ちよつとサケ・マス日ソ漁業からはいきなり変わりますが、今度非常に御苦労願つたわけですが、今度のモスクワでの一連の話し合いの中で、外務省がペラヤチ・イラン外相来日の後に、たしか四月十四日だと記憶してありますが、ソビエトとの間でもイラン・イラク戦争の処理について、できれば協議をする方向を目指したいというふうなコメントがありまして、今度の欧亜局長の訪ソの中でこの問題は出ましたか。

○政府委員(西山健彦君) 私がソ連に参りました主要目的は、今後の対話の段取りを決めるということが主体でございまして、個別の案件についての話というものはいたさなかつたわけでございます。ただいまのお話はそういうことになるかどうかは別といたしまして、広く中近東の問題について、六月の下旬に協議と申しますか、意見交換を行おうという点について一致しておりますので、その中であるいは触れられるかもしれせん。

○桑田君 外務大臣、ちよつとこれ、お聞き取りいただききたい。私のこれは質問と提案なんですけれどもね。

最近のサミットがやや政治ショー化して、先進国の何か単なる会議、あるいは持ち回りの非常な義務化した側面が強くなつた。サミットを見詰める途上国の目なんかにも痛切感が薄れてきたんじゃないかとさえ私は恐れているわけですよ。サミットというものが、国際関係の枠組みの中ではやはり絶えず他の三十数億の民衆から注目される

というふうな熱っぽい役割を果たさなきゃいけない。それについて六月のロンドン・サミットで、ぜひ日本外交として提案をしていただきたいことがあるわけですよ。

それは、今サハラ砂漠以南の大干ばつ、飢饉という問題が、例えばモザンビーク等を中心にして餓死者は十万人とも言われ、十七万とも言われ、飢饉線上に二千万人とも言われているわけですね。だから、一日に必要とするカロリーのほとんど半分にも満たないようなものしか摂取されていないという状態がヨーロッパのすぐ南側に大量に発生しているわけです。こういうふうな途上国の民衆の痛みを分かち合はないサミットというのも、私はかなりエゴイスティックではないか、幾ら高邁な理念を振りまいてもそのそしりは免れない。

そこで、ぜひ安倍外務大臣にお聞きとめたい。サミットの今回の首脳部の議題の中に対アフリカ緊急食糧、医療援助実施計画というふうなものを目指した提案をされて、日本がそのためにまず貯蔵米の中から緊急輸送をする、医療チームを送る、あるいは医薬品を急送するというふうな行動を先にとつておいて、ロンドンの会議場裏でそれを提案するというふうなことに、安倍外務大臣の中でぜひ私は高度な配慮として緊急提案をしていただきたいと思うのですけれども、基本的にどうお考えでしょうか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) サミットの議題につきましては首脳個人代表で今整理しておりますが、私はまだその詳細は聞いておりませんが、しかしいづれにいたしましても南北問題、これは大きな課題として当然出てくるのではないかと思ひますし、債務累積の問題とか、あるいは今お話のようなアフリカにおける飢饉問題とか、難民問題とか、いろいろこれは出てくるんじゃないかと思ひます。経済が中心のサミットでありますし、特にその中の南北問題、そしてまたこれは、今回中曽根首相と一緒にバキスタンあるいはインドを回りましても、南北問題について、特に日本が旗を振つて対話協力を推進してほしいというガ

ンジー首相やあるいはハク大統領からの強い要請もありましたし、これは日本もかねてから熱心に取り組んできたわけですから、この問題は当然ひとつサミットで議論をしなければならぬ。そういう中であつて、今アフリカの問題については私もいろいろ考えておりますし、十分念頭に置きまして今後対応してまいりたいと、こういうふう

に思ひます。

○桑田君 大変まともな誠実な御答弁だと思ひますが、サミットでもし完結をしなければ場合は継続にして、場は違つても、枠組みが違つても、秋の国連総会でも日本は新たにそれをめぐる先進国を先頭にしたい合意に何とかこぎつけて、そしてサミットの前にもできれば緊急援助ですね、これは食糧とか医薬品のまさに人道に直結した援助なので、格別な予算措置等輸送措置をとつて、実行をしておいて提案するというふうなことを重ねて御配慮をお願いしたいんですが、大臣の答弁をお願いしてこの質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(安倍晋太郎君) これはやはり世界もいろいろと、特に先進国も国際責任として非常に重大な関心を持つておると思ひますし、日本は日本なりにいろいろと計画といひますか救済のための措置について検討を進めておりますので、その結果があり次第発表し、そしてこの対策を進めたい、このように思ひます。

○委員長(後藤正夫君) 以上で質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・ますの漁獲の系統及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件の採決を行います。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(後藤正夫君) 全会一致と認めます。

よって、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(後藤正夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(後藤正夫君) 民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受諾について承認を求めるの件を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。安倍外務大臣。

○閣務大臣(安倍晋太郎君) ただいま議題となりました民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受諾について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

民間航空機貿易協定は、民間航空機及びその部品等に係る世界貿易の最大限の自由化を図ることを目的とするもので、東京ラウンドの成果の一つとして昭和五十四年四月に作成されました。この協定は、昭和五十五年一月一日に発効し、現在、我が国を含む十六カ国及び欧州経済共同体が締約国となっております。

この協定の附属書は、無税または免税の対象となる商品の表を掲げておきますところ、これら締約国間におきましては、かねてより、この協定に基づいて、この附属書の内容を拡大することが検討されてまいりました。今般、締約国間で合意が成立し、民間航空機貿易委員会は、去る三月二十二日、全会一致により附属書の改正を決定しました。この改正につきましては、各締約国政府とも明年一月一日までにすべての締約国について発効することを強く期待しております。

我が国がこの改正を受諾することは、民間航空機貿易の拡大及び我が国の航空機産業の一層の発展に資するとの見地から重要な意義を有すると考

えられます。

よって、ここにこの改正の受諾について御承認を求める次第であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御承認あらんことを希望いたします。

○委員長(後藤正夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本件に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十分散会

四月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、北朝鮮へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願(第二五四六号)(第二五四七号)(第二五四八号)(第二五三〇号)(第二七九六号)(第二八〇〇号)

第二五四六号 昭和五十九年四月十七日受理
北朝鮮へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願

請願者 岐阜県揖斐郡池田町池野六の井
一、六五三〇二 五十川志げの
外三百二十二名

紹介議員 藤井 孝男君
昭和三十四年八月十三日に締結された日本赤十字社と北朝鮮赤十字会との間における在日朝鮮人の帰還に関する協定に基づいて、同年十二月十四日より今日まで二十五年間に九万三千三百人余の者が北朝鮮へ帰還した。そのなかには朝鮮人男性と結婚したいわゆる日本人妻やその子どもたちのように日本国籍をもつて渡航した者が六千六百七十人いる。これらの者の北朝鮮での実情は過半数が音信不通で消息不明者であり、便りのある日本人妻でも、その内容から察すると衣食の困窮、自由のない生活等、想像を絶し、手紙による望郷の叫びには悲痛なるものがある。一方、日本の肉親も一日も心の安まる日がなく、親たちも年をとり、次々と娘の安否を気づかいながら他界している。

我々肉親は日本外務省、日本赤十字社、国際連合の人権擁護委員会、赤十字国際委員会等の関係機関に対し請願運動等を行ってきた。昭和五十五年九月には自由民主党A・A研訪朝団に対して、北朝鮮最高責任者である金日成主席は日本人妻の里帰りを歓迎すると発言し、窓口は対外文化連絡協会があらんと発表した。日本においても同年十一月十三日参議院外務委員会での金主席発言を公式なものとした。更に、昭和五十六年十月には当時の鈴木内閣総理大臣は国民的課題として善処することを約束し、昭和五十八年三月には日本側の窓口が外務省北東アジア課と定められた。先月の中曾根内閣総理大臣の中国訪問の際、日中首脳間で日本人妻問題が人道問題の一つとして取りざたされ、北朝鮮と親しい関係にある中国が仲介の労をとるという善意を示しているとのことである。ついでには、中国に仲介の労を依頼し、北朝鮮へ帰還した日本人妻の安否調査及び里帰りの実現を図らねばならぬ。

第二五四七号 昭和五十九年四月十七日受理
北朝鮮へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願(二通)

請願者 山梨県中巨摩郡若草町鏡中条三、
五二九 竹野英子 外七百三十二名

紹介議員 志村 哲良君
この請願の趣旨は、第二五四六号と同じである。

第二五四八号 昭和五十九年四月十七日受理
北朝鮮へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願

請願者 横浜市港北区下田町二七二 阿由
葉富三郎 外九十八名

紹介議員 森野 章君
この請願の趣旨は、第二五四六号と同じである。

第二五三〇号 昭和五十九年四月十八日受理
北朝鮮へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願

請願者 東京都新宿区若松町九ノ一六 高
橋京子 外四百六十二名

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第二五四六号と同じである。

第二七九六号 昭和五十九年四月十九日受理
北朝鮮へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願

請願者 神戸市灘区篠原南町五ノ二一五
雄龍鎮夫 外八十四名

紹介議員 坂山 映子君
この請願の趣旨は、第二五四六号と同じである。

第二八〇〇号 昭和五十九年四月十九日受理
北朝鮮へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願

請願者 岐阜県揖斐郡池田町池野四五二
下野次郎 外三百八名

紹介議員 杉山 令肇君
この請願の趣旨は、第二五四六号と同じである。

五月四日日本委員会に左の案件が付託された。
一、北朝鮮へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願(第二八七六号)(第二八七七号)(第二八七八号)(第二九七〇号)(第二九七二号)

第二八七六号 昭和五十九年四月二十日受理
北朝鮮へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願

請願者 茨城県高萩市高萩二四九ノ七 長
山敏夫 外七十二名

紹介議員 岩上 二郎君
この請願の趣旨は、第二五四六号と同じである。

第二八七七号 昭和五十九年四月二十日受理
北朝鮮へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願

請願者 北朝鮮へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願

第二八七八号 昭和五十九年四月二十日受理
北朝鮮へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願

請願者 北朝鮮へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願

第二九七〇号 昭和五十九年四月二十日受理
北朝鮮へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願

請願者 北朝鮮へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願

第二九七二号 昭和五十九年四月二十日受理
北朝鮮へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願

請願者 北朝鮮へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願

北朝鮮へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願

北朝鮮へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願

北朝鮮へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願

北朝鮮へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願

北朝鮮へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願

北朝鮮へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願

北朝鮮へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願

北朝鮮へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願

請願

請願者 埼玉県上尾市尾山台五ノ一二ノ五

〇七 神山幸子 外二百八十八名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第二五四六号と同じである。

第二八七八号 昭和五十九年四月二十日受理

北朝鮮へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願(二通)

請願者

山梨県中巨摩郡若草町十日市場

一、九六八 河西栄 外五百二十一名

紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第二五四六号と同じである。

第二九七〇号 昭和五十九年四月二十三日受理

北朝鮮へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願

請願者

埼玉県浦和市下日出谷六八四ノ四

一 高久清太郎 外二百五十七名

紹介議員 名尾 良孝君

この請願の趣旨は、第二五四六号と同じである。

第二九七一号 昭和五十九年四月二十三日受理

北朝鮮へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願

請願者

群馬県安中市安中五、三六五 田中シゲ 外百五名

紹介議員 山本 富雄君

この請願の趣旨は、第二五四六号と同じである。

五月八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

北西太平洋における千九百八十四年の日本

国とのさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書

日本国政府及びソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、

千九百七十八年四月二十一日にモスクワで署名された漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づいて、

次のとおり協定した。

1 この議定書は、千九百七十七年五月二日付けの日本国の漁業水域に関する暫定措置法及び千九百八十四年二月二十八日付けのソヴィエト社会主義共和国連邦の経済水域に関するソヴィエト社会主義共和国連邦最高会議幹部会令の関係諸規定を考慮し、また、ソヴィエト社会主義共和国連邦が千九百八十四年において北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域におけるさけ・ますの漁獲を行わないことを考慮して、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件を定めることを目的とする。

2 北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における日本国のさけ・ますの漁獲に関する手続及び条件は、次のとおりとする。

(1) 東側は東経百七十度の線、南側は北緯四十度の線並びに西側及び北側はソヴィエト社会主義共和国連邦及びアメリカ合衆国の距岸二百海里水域の線をもつて囲まれる水域におけるさけ・ますの漁獲は、禁止される。

(2) 千九百八十四年における北西太平洋のソ

ヴィエト社会主義共和国連邦の距岸二百海里水域の外側の水域における日本国のさけ・ます年間総漁獲量四万トン(三千二百六十万尾)のうち、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における漁獲量は、二万二千百トン(千六百九十五万尾)を超えてはならない。

このうち、しるさけの漁獲量は三百十万尾を、べにざけの漁獲量は百五十万尾を、ぎんざけの漁獲量は百二十万尾を、ますのすけの漁獲量(ベリング海における漁獲量を除く)は十七万尾を超えないものとする。前記のそれぞれの魚種の漁獲量につき、十パーセントの範囲内の増減が許容される。

(2)にいう漁獲量については、千九百八十四年五月七日から同年七月三十一日までの間に於いて漁獲することができ。ただし、東側は東経百七十五度の線、南側は北緯四十四度の線、西側は東経百七十度の線及び北側はアメリカ合衆国の距岸二百海里水域の線をもつて囲まれる水域においては、千九百八十四年五月七日から同年六月十五日までの間において、漁獲が行われるものとする。

(4) 一隻の漁船が海中に浮設する流し網の長さは、十五キロメートルを超えてはならない。ただし、日本国の港を根拠地とする三十トン未満の小型漁船については、十キロメートルを超えてはならないものとする。

一隻の漁船が浮設した流し網の網と網との間隔は、投網直後に計測される。一つの網と最も近い他の網との間隔は、すべての方向において次のとおりとする。

母船に属する漁船については、八キロメートル以上

日本国の港を根拠地とする中型漁船については、六キロメートル以上

日本国の港を根拠地とする三十トン未満の小型漁船については、四キロメートル以上

流し網の網目の結節から結節までの長さ

は、次のとおりとする。

母船に属する漁船については、六十ミリメートル以上

ただし、浮設された流し網の各配列につき、その配列の長さの六十パーセント以上は、六十五ミリメートル以上とする。

日本国の港を根拠地とする漁船については、五十五ミリメートル以上

各漁船は、日本国の権限のある当局が発給したさけ・ますの漁獲を行う権利に関する許可証又は証明書を船内に保持していなければならない。

(7) 日本国の権限のある当局は、その発給したさけ・ますの漁獲を行う権利に関する許可証又は証明書をソヴィエト社会主義共和国連邦側に通報する。

(8) 日本国の港を根拠地とする中型漁船については、漁船ごとの漁獲量が定められ、その漁獲量は、(6)にいう許可証又は証明書に掲げられる。

日本国の港を根拠地とする中型漁船につき定められかつソヴィエト社会主義共和国連邦側に通報された総漁獲量の範囲内で個々の漁船間において漁獲量の再配分が行われる場合には、日本国の権限のある当局は、当該漁船に対し再配分証明書を発給し、かつ、これにつき遅滞なくソヴィエト社会主義共和国連邦側に通報する。

3 両締約国の政府は、この議定書の規定が1にいう漁獲について遵守されることを確保するため、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域において、次の規定に基づき措置をとる。

(1) この議定書の規定に従いさけ・ますの漁獲を行っている一方の締約国の漁船に、他方の締約国の正当に権限を有する公務員は、この議定書の規定を実施する目的をもつて、装備、航海日誌、書類、漁獲物その他の物件を検査し、及び乗組員に対して質問するため、乗船することができる。当該検査及び質問に

当たつては、当該漁船の漁獲活動が被る妨げを最小のものにしなければならぬ。また、前記の公務員は、その所属する締約国の権限のある機関が発行した身分証明書を提示しなければならぬ。

(2) 漁船又はその乗組員が、現にこの議定書の規定に違反して漁獲を行つてゐるとき、又は前記の公務員がその漁船に乗船する前にそのような漁獲を現に行つてゐたと信ずるに足りる相当の理由があるときは、その公務員は、その漁船を拿捕し、又はその乗組員を逮捕することが出来る。

前記の場合において、当該公務員の所属する締約国は、できる限り速やかに、前記の漁船又は乗組員の所属する他の締約国にその拿捕又は逮捕を通告し、かつ、できる限り速やかに、両締約国が別の場所について合意しない限りその場所での漁船又は乗組員をその所属する締約国の権限を有する公務員に引き渡さなければならぬ。ただし、前記の通告を受領した締約国が直ちにその引渡しを受けることができずかつ他の締約国に要請をしたときは、その要請を受けた締約国は、前記の漁船又は乗組員を両締約国が相互に合意する条件によりその監視の下に置くことができる。

(3) 前記の漁船又は乗組員の所属する締約国の当局のみが、この3に関連して生ずる事件を裁判し、かつ、これらに対して刑を科する管轄権を有する。違反を証明する調書及び証拠は、違反を裁判する裁判管轄権を有する締約国にできる限り速やかに提供されなければならない。

(4) この議定書の規定に従いさけ、ますの漁獲を行つてゐる漁船の所属する締約国の政府は、他の締約国の正当に権限を有する公務員が当該漁船に支障なく乗船する機会が与えられることとなるように、及び当該公務員が漁船にある間、当該漁船の乗組員が検査(検査

の結果発見された違反を除去するための措置をとることを含む。)の実施について当該公務員に協力するように、適当な措置をとる。

4 この議定書は、それぞれの国の国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、千九百八十四年十二月三十一日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。千九百八十四年五月七日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

高島益郎

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために

V・カーメンツェフ

五月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、民間航空機貿易に関する協定附属書の改正の受託について承認を求めるの件(予備審査のための付託は四月二十日)

一、北西太平洋における千九百八十四年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件(予備審査のための付託は同日)

第八号中正誤

ベシ	段	行	誤	正
七	三	六	そは点	その点
二	二	七	透発	誘発